

# 福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号 (別冊 9)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
規 則	
○福岡市児童福祉法施行細則の一部改正 (第36号) .....	1
○福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則の一部改正 (第37号) .....	2
○福岡市立児童発達支援センター条例施行規則の一部改正 (第38 号) .....	2
○福岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正 (第39号) .....	3
○福岡市集落排水事業会計規則の一部改正 (第40号) .....	3
○福岡市地域公共交通会議規則の一部改正 (第41号) .....	3
訓 令	
○休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正 (第10号) .....	4

## 規 則

福岡市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第36号

福岡市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡市児童福祉法施行細則(昭和47年福岡市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第29条を第30条とし、第28条を第29条とする。

第27条第2項中「第25条第4項」を「第26条第4項」に改め、同条を第28条とする。

第26条を第27条とし、第23条から第25条までを1条ずつ繰り下げ、第22条の2の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業認可の申請等)

第23条 省令第36条の36第1項の規定による乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の認可の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書によらなければならない。

- 2 省令第36条の36第3項又は第4項の規定による変更の届出は、乳児等通園支援事業変更届によらなければならない。
- 3 省令第36条の37第1項の規定による廃止又は休止の承認の申請は、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書によらなければならない。
- 4 前3項に規定する申請又は届出に関し作成する申請書又は届出書の様式については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第37号

福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則（平成18年福岡市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「施設」を「事業所又は施設」に改め、同条第2号中「設置者」を「事業者又は施設の設置者」に、「及び主たる」を「、主たる」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び住所」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

福岡市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第38号

福岡市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立児童発達支援センター条例施行規則（昭和48年福岡市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを削る。

第10条中「第9条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第7条とし、第11条から第13条までを3条ずつ繰り上げる。

第14条第1項中「第10条」を「第7条」に改め、同条第2項中「第11条第2項」を「第

8条第2項に、「第10条」を「第7条」に改め、同条を第11条とし、第15条を第12条とし、第16条を削る。

別表福岡市立あゆみ学園の項を削り、同表に次のように加える。

福岡市立南部療育センター児童発達支援センター	70人
------------------------	-----

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第39号

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年福岡市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第31条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表第7 東冷蔵庫使用料の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第31条第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

福岡市集落排水事業会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第40号

福岡市集落排水事業会計規則の一部を改正する規則

福岡市集落排水事業会計規則（令和6年福岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

**福岡市規則第41号**

福岡市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則

福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「住宅都市局都市計画部長」を「住宅都市みどり局都市計画部長」に改める。

第4条第1項中「第9条の3」を「第4条の2」に改める。

第8条中「住宅都市局都市計画部交通計画課」を「住宅都市みどり局都市計画部地域交通課」に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

---

**訓 令**

---

**福岡市訓令第10号**

休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程（昭和28年福岡市達甲第10号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第18条第11号の2中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改め、同条第12号中「特殊な勤務に従事する職員の」を削り、「となる日」の次に「（週休を除く。）」を加え、同条第13号中「出張。」を「出張」に改め、同号ただし書を削り、同条第13号の2中「住所又は居所」を「自宅等」に改める。